

肥料価格高騰対策事業【国】

事業の内容

化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料費の増加分の7割を支援します。支援対象となる肥料は、R4年6月～R5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

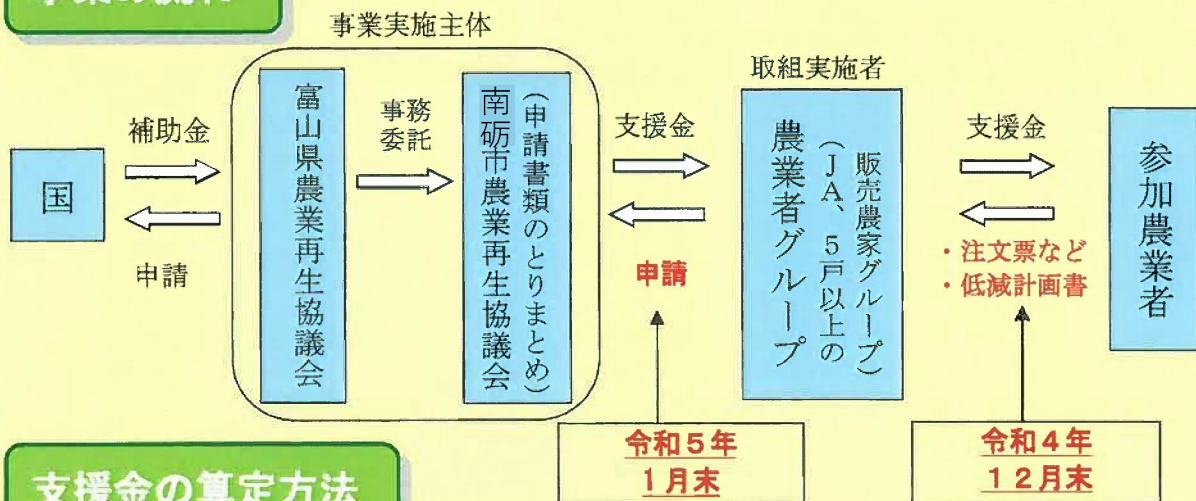
支援の対象者

- ①化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を行う農業者のグループ（JA、農事組合法人、その他農業者の組織する団体など）で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあること。
- ②農業者グループは5戸以上の販売農家が参加していること。

提出物

- ①化学肥料低減計画書
- ②注文票、請求額等（肥料名、数量、価格、供給予定日、決裁予定日のわかる書類）
- ③振込口座がわかる書類（通帳の写し等）

事業の流れ



支援金の算定方法

支援金は、下記の算定式によって計算します。

$$\text{支援金} = (\text{当年の肥料費} - \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}) \times 0.7$$

※価格上昇率は、国が統計データを基に決定します。低減率は、0.9です。

※支援金の支払いには、肥料の種類、数量、購入費について確認できる書類（注文票、請求書、領収書など）と、化学肥料低減の取組を2つ以上行う化学肥料低減計画書が必要です。

支援の対象となる取組

支援の対象となる「化学肥料低減の取組」は右表のとおりです。令和5年度までに、2割以上の化学肥料低減に向けて右表メニューのうち2つ以上取組む必要があります。

既に取り組んでいるものについては、取組の強化・拡大で支援の対象となります。

また、**本県では秋肥と春肥を別々に申請するのではなく、秋肥と春肥をまとめて年間1本で申請する方式**とします。主に生産している作物について2つ以上の低減取組を行うことが事業の参加要件ですので、例えば水稻を主に生産していて、大豆、大麦、野菜等も生産している場合、水稻についての取組を化学肥料低減計画書に記載してください。

- ア) 土壌診断による施肥設計
- イ) 生育診断による施肥設計
- ウ) 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ) 堆肥の利用
- オ) 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
- カ) 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
- キ) 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ク) 緑肥作物の利用
- ケ) 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ) 低成分肥料(単肥配合を含む。)の利用
- サ) 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
- シ) 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
- ス) 育苗箱（ポット苗）施肥の利用
- セ) 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）
- ソ) 地域特認技術

支援の対象となる肥料

肥料法に基づく肥料が対象です。（加工床土、ゼオライト等は含みません）

○ 肥料法に基づく肥料とは？

- ① 普通肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、けい酸質肥料、化成肥料等）
- ② 特殊肥料（含鉄物、貝化石粉末、堆肥等）

肥料法に基づき登録又は届出がある肥料には、**保証票もしくは肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示等**が記載されています。

| 例 | 生産業者保証票 | 特殊肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示) |
|---|--|---|
| | 登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 ~ | 肥料の名称 肥料の種類 届出をした都道府県 正味重量 生産した年月 生産業者(表示者)の氏名又は名称及び住所(原料) (主要な成分の含有量等) |

《 化成肥料の表示 》

《 貝化石粉末等 》

※ () は、たい肥等の表示

問い合わせ先

南砺市農業再生協議会 (tel. 0763-23-2016)
 なんと農業協同組合 (tel. 0763-62-0261)
 福光農業協同組合 (tel. 0763-52-4153)
 となみ野農業協同組合 (tel. 0763-32-8619)
 その他、肥料販売店等にお問い合わせください。